

青森県持続可能な買い物支援サービス網構築業務委託仕様書

この仕様書は、青森県（以下、県という。）が行う青森県持続可能な買い物支援サービス網構築業務を委託するに当たり、必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務名

青森県持続可能な買い物支援サービス網構築業務

2. 委託内容

近年、人口減少や少子高齢化が続き、超高齢化時代の到来が間近に迫る中、高齢者を中心に、日々生活していく上で欠かせない食品や生活必需品が思うように手に入らない、いわゆる、買い物弱者の増加が懸念されている。

こうした状況の中、今後、青森県型地域共生社会の実現を目指し、持続可能な買い物支援サービス網を構築するため、関係調査を実施するとともに、買い物支援が必要な地域の方々と地元自治体、商業者、交通会社等で構成する研究会を設置及び運営し、地域資源を活用した具体的な方策を検討及び立案するために必要な業務を委託するものである。

(1) 持続可能な買い物支援サービス研究会の設置、運営

県内食品スーパー、交通系企業、社会福祉関係団体、金融機関、行政機関等をメンバーとした、買い物弱者支援に資する持続可能な支援サービス網の立案についての研究会を設置、運営すること。

研究会は、概ね以下の内容で、令和5年3月までに4回開催すること。

第1回（6月）：目的・事業内容の共有、県内先進事例紹介 等

第2回（8月）：各種調査結果の報告（以下(2)(3)）、全国先進事例紹介、令和5年度実証スキームの中間報告 等

第3回（10月）：令和5年度県予算要求方針の説明、令和5年度実証スキームの検討 等

第4回（2月）：令和5年度県予算の説明、令和5年度実証スキームの確定

(2) 買い物弱者実態把握調査

当事業のターゲットとなる県内における買い物弱者の実態把握のためのデータ分析と関係調査を実施する。

調査結果については、8月に予定している第2回研究会において報告すること。

(3) 県内買い物支援サービス網実態調査

現時点で実施、検討されている食品スーパーによる送迎サービス等の実態把握のためのデータ分析と関係調査を実施する。

調査結果については、8月に予定している第2回研究会において報告すること。

(4) 持続可能な買い物支援対策実証の提案

上記研究会の開催結果を踏まえ、令和5年度に実施を予定している実証事業についてスキームを立案し、提案する。

なお、県における次年度の予算編成作業の参考とするため、8月末までに企画立案状況について、暫定的な中間報告を行うものとする。

(5) 業務実績報告書の作成

本業務の実施経過及び実績とともに、持続可能な買い物支援対策のために必要と考えられる方策を提案し、報告書にまとめる。

3. 成果品

(1) 提出物

業務実績報告書

- ・ 概要版及び詳細版（いずれもA4版とし、概要版は3枚以内） 各5部
- ・ 電子データを収録したCD-R 1枚

(2) 提出期限

令和5年3月10日（金）、17時

(3) 納入場所

商工労働部商工政策課に持参する。

4. 留意事項

(1) 業務の実施にあたっては、随時、県に進捗状況等を報告の上、協議をしつつ進めることとする。

(2) 再委託（外注）については、事業の効果的な実施に必要であると考えられる場合のみに認められるものとし、事業に付随する業務に限り、委託料の2分の1未満の範囲において可能とする。

なお、受注者が本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に、再委託する業務の内容、再委託先、再委託に関する管理方法等の必要事項について、県と協議し承認を得るものとする。

(3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、県と受注者とは協議するものとする。